

1. 件名：福島第一原子力発電所における窒素ガス供給設備の撤去および廃液サージタンクの撤去に係る面談
2. 日時：令和元年10月2日（水）13時30分～14時10分
3. 場所：原子力規制庁9階会議室
4. 出席者  
原子力規制庁  
原子力規制部 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室  
知見主任安全審査官、松井安全審査官、山中係員、田上係員  
東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー プロジェクト計画部 担当2名  
福島第一原子力発電所 担当1名

## 5. 要旨

東京電力ホールディングス株式会社から、福島第一原子力発電所1号機の北西側にある窒素ガス供給設備及び廃液サージタンクの撤去について、資料に基づき説明があった。

- 窒素ガス供給設備及び廃液サージタンクの撤去の目的
  - ✓1号機燃料取りだしに向けて、原子炉建屋周辺ヤードの整備工事を実施する予定。
  - ✓窒素ガス供給設備及び廃液サージタンクが作業に干渉することから、当該設備の撤去を行う。なお、当該設備は震災前まで使用していたが、現在は使用していない。
- 窒素ガス供給設備の撤去の概要
  - ✓2019年11月～2020年2月に実施する予定。
  - ✓撤去(移動)に当たっては、実施計画 章2.11-添付資料-8に準拠して実施する。
  - ✓液体窒素貯槽の撤去の手順
  - ✓窒素ガス供給設備の撤去範囲及び撤去時等において講じる隔離処置等
- 廃液サージタンクの撤去の概要
  - ✓2020年2月～5月に実施する予定。
  - ✓実施計画 章2.11-添付資料-8に準拠し、2号機原子炉建屋西側の廃液サージタンクの撤去と同様の手順で実施する。
- 被ばく低減対策

原子力規制庁は、撤去するタンク等の内部の汚染状況及び作業場所の環境等を踏まえ、当該撤去作業において講じる被ばく低減対策、ダスト飛散防止対策等の措置について、既認可の内容との共通点及び相違点を整理した上で改めて説明することを求めた。

## 6. その他

- ・資料：
  - 福島第一原子力発電所窒素ガス供給設備の撤去(移動)および廃液サージタンクの撤去について